

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇百二十八（略）</p> <p>百二十九 ペルツズマブ及びその製剤</p> <p>百三十 四―「一―（三・五・五・八・八―ペンタメチル― 五・六・七・八―テトラヒドロナフタレン―ニ―イル）エ テニル」安息香酸（別名ベキサロテン）及びその製剤</p> <p>百三十一 ポドフィル酸エチルヒドラジド（別名ミトポドジ ド）及びその製剤</p> <p>百三十二〇百六十二（略）</p>	<p>一〇百二十八（略）</p> <p>百二十九 ペルツズマブ及びその製剤</p> <p>（新設）</p> <p>百三十 ポドフィル酸エチルヒドラジド（別名ミトポドジ ド）及びその製剤</p> <p>百三十一〇百六十一（略）</p>